

平成 27 年度事業計画書

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日

I. 基本活動

平成 27 年 10 月 1 日から、個人番号(12 桁)及び法人番号(13 桁)の通知が開始され、社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が具体的な形でスタートします。

この制度は名称からも明らかなように、税制度での利用を主な目的のひとつとしているため、会の事業活動にとって大きな影響が出ることは免れません。具体的には平成 28 年分の所得税の確定申告書から個人番号(マイナンバー)の記載が必要になります。

そのため、会として会員の皆様の個人番号(マイナンバー)及び特定個人情報の収集、利用、保管が必要になるため、法律に規定された取扱いを行うとともに厳しい保護措置を講じます。

また、最重要課題である会勢拡大に向けて、支部制度の見直し、青色勸奨や入会勸奨に強い役職員の育成、相談会の待ち時間短縮、会員サービスの充実と情報提供などを積極的に実施していきます。

そのため当会では、会員のみならず地域社会において信頼される会運営を目指し、三委員会を中心に次のような事業計画を推進します。

II. 事業計画

1 総務委員会

- (1) 白色申告者への記帳義務の導入に対応した集合・個別の記帳相談会を開催するとともに、従来の新規入会者や消費税課税事業者、青色申告特別控除(65 万円)利用者のための個別相談を基本とした相談体制を強化する。また、「記帳指導の青色申告会」をアピールするために、各種記帳相談会を無料化する。
- (2) 役員研修会については、参加者の利便性を考慮して宿泊を伴わない開催方法を検討する。
- (3) 参加者 450 名を目標に夏季研修会を実施し、年々希薄化する地域の連帯感の醸成を図る。また、最後の夏季研修会となる 28 年度の夏季研修会について、その歴史を締めくくるに相応しい企画を検討する。
- (4) 東京税理士会西新井支部の協力を得て e-Tax の利用拡大を推進するとともに、マイナンバー制度の導入に対応するための調査、研究を行う。なお、このような情報通信技術(ICT)の変革に対応して、情報管理を含めた会の倫理的責任を明確にするための「法令遵守の指針」を作成する。
- (5) 東京税理士会西新井支部による無料税務相談会や、弁護士による無料法律相談会、融資に関する無料相談会などを開催する。
- (6) 地域経済の活性化と産業の振興を目的に、足立成和信用金庫との連携事業を拡大し、特に会員限定サービスの「足立区制度融資優遇金利制度」を積極的に PR する。
- (7) 支部ごとの指定日制で実施している各種相談会に予約制を導入するための情報収集と協議を行い、平成 27 年度中の部分導入を目指す。

2 財務委員会

- (1) 中長期的な財政モデルの検討に着手し、応益負担の原則を取り入れた会費制度などを協議する。
- (2) 26 年度に実施した現況調査報告書をもとに、会館の大規模修繕工事を実施する。
- (3) 「固定資産税と都市計画税の軽減措置の継続」に代表される税制改正運動を、(一社)東京青色申告会連合会と連携を図りながら積極的に推進する。
- (4) 税を考える週間を中心に、官公庁や西新井納税六団体などの友誼団体と協調して、租税教育の推進に努める。
- (5) 東青連共済会が作成したガイドブックなどを活用して、各種会員サービスの周知を図ると同時に、手数料収入増加を実現する。特に会員利用率の高い小規模企業共済や青色共済、がん保険などについては積極的な加入促進を行う。
- (6) 今後とも簡易保険を筆頭に手数料収入の確保が困難になると予想されるため、各種収益事業の整理統合とともに新サービスの導入に努め、記帳義務の導入に対応した記帳支援サービスの一層の利用拡大を図る。
- (7) 会員にとって極めて関心の高い問題である年金や健康保険の勉強会を開催する。

3 組織委員会

- (1) 一般社団法人のメリットを生かした効率的な組織運営を目指し、会員数の減少や地域性を考慮して、支部制度の改編を前提に、地区別勉強会や役員会などの合同開催を拡大する。
- (2) 会員数の減少傾向に歯止めをかけるため、接触が困難な新規開業者への青色・入会勸奨方法について研究する。
- (3) 平均年齢 63 歳という会員の高齢化に配慮して、準会員制度のメリットの拡大とその広報を積極的に行う。
- (4) 青色申告普及という公益活動の一環として、西新井税務署の青色コーナー運営に全面的に協力する。
- (5) 会報や案内状などの配付方法を全面的に業者委託に切り替え、会報「にしあらい」への情報集約に努める。
- (6) 紙媒体以外の広報手段についても積極的に利用を拡大し、当会のホームページの充実と「匠の技」サイトの利用拡大を図る。
- (7) 税務当局との連携のもと、税を考える週間を中心に官公庁や西新井納税六団体などとの協調を強め、効果的な広報活動を行う。
- (8) 女性部の事業展開と部員獲得に積極的に協力するとともに、役員への女性登用を積極的に行う。